

八王子市立貳分方小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立貳分方小学校 いじめ防止基本方針

〇いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの子どもにも、学校にも起こり得る、誰も加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教職員が組織的に対応することが重要である。また教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と連携し、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

〇令和7年度の重点項目

学校いじめ対策委員会や学校のいじめ防止、対応について保護者に広く周知し、いじめの未然防止・早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

令和6年度のいじめの防止等に向けた課題

〇学校いじめ対策委員会の保護者や地域への周知が十分に浸透していない。
〇子ども見守りシートの実施は年度初めの一斉配布によりひろまっているが、いざというときの活用がなされていない。
〇学校が一つの組織として、組織的に解決にかかわるための「学校いじめ対策委員会」の機能、いじめ防止コーディネーターの積極的な関わり。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会・いいなデイ会議

〇開催日 毎週月曜日 11時30分から（学校いじめ対策委員会）
毎週水曜日 13時45分から（いいなデイ会議）
〇構成員 校長、副校長、生活指導主任、いじめ防止コーディネーター、養護教諭、SC、SSW（月1回）
〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- ① 把握
教員が把握したいじめを学校全体で共有し、家庭とも連携する。
- ② 事実の有無の確認
調査を行い、結果を被害児童保護者に説明する。
- ③ 認知
いじめ対策委員会において事実を確認し、いじめであるか判断する。
- ④ 対応
対応について協議し組織的に対応する。保護者に情報提供する。
- ⑤ 解消判断
3か月以上のいじめ停止、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの確認。

いじめの防止等に関する教員研修

〇4月 2日（月）学校いじめ対策委員会といいなデイ会議の位置付け、重大事態の理解と対応の共通確認
〇8月28日（水）スクールロイヤーを招いての研修（予定）
〇1月 7日（金）臨床心理士を招いての研修（予定）
※他、いいなデイ会議で共有した情報を基にヒヤリハットの確認。

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる本校の取組

〇毎週水曜日を「いいなデー」として設定する。
・昼のたてわり班での活動「いいなタイム」
・八王子市命の大切さを共に考える日の取組
・児童と教員のふれあいタイム（相談等）
・いじめ対策委員会、ふれあい月間ブック等
〇全学年年3回以上の「いじめ」防止を扱った授業やSOSの出し方の授業を実施する。

SOSの出し方に関する授業

〇危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために適切にSOSを出せるようにする。
〇不安や悩み、ストレスへの対処については、学習指導要領において体育科（保健）の中で示されており本校では、保健の授業等を通し、ストレスへの対処方法等について理解できるようにする。
〇子供が当面する諸課題へ対応する活動や、生活上の諸問題の解決を図ることを目的とした体験活動等を通し、SOSを出すことができるようにする。
〇SOSの出し方のみならず、そうした友達の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする

いのちの大切さを共に考える日の取組

〇6月6日（金）道徳授業地区公開講座
〇同日に「八王子市いのちの大切さについて共に考える日」を設定し、道徳の授業、講師からの講話、校長からの当該週の講話のなかでいのちの大切さやSOSの出し方を皆で共に考える日としている。

児童の自己肯定感を高める取組

〇たてわり班活動を中心に、自分の役割をきちんと把握し、実践することを通して「自分は生まれてきてよかった」「自分の命を大切にしたい」「人の役に立ちたい」など、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」（人権尊重の理念）ができるようにする。そこで自尊感情や自己肯定感を発達段階に応じてよりよく育むことによって人権感覚を高め、自己的人権を守り相手の人権を守ろうとする意識・意欲・態度にもつなげていく。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針や取組内容を説明する。
・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
・学校評価アンケートによる評価を学校のいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

・学校運営協議会で学校のいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校のいじめ防止等の取組を地域に公開する。
・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。